

輸 入 郵 便 物 保 税 扱 通 知 書

番 号
令和 年 月 日

〔 名宛研究機関の住所
同機関の長 〕 殿

〇〇税関〇〇外郵出張所長
日本郵便株式会社〇〇郵便局長

貴研究機関あてに伝染性物質を包有する次の国際郵便物が到着しましたが、この郵便物を受け取るためには、最寄りの税関の下記の許可及び承認を受ける必要がありますから、至急その手続を行つたうえ、許可書及び承認書を、当該郵便物を保管している日本郵便株式会社配達郵便局に提出して郵便物をお受け取り下さい。

配達郵便局 日付印

なお、この通知書の配達郵便局の日付印の日付から1月以内に手続をされない場合は、差出人あて返送しますから御承知おき下さい。

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個

差出人の住所及び氏名

記

1. 貴研究機関又はその他の場所に当該郵便物を置くことについて（関税法第30条第1項ただし書第2号の規定による）他所蔵置の許可
2. 日本郵便株式会社配達郵便局から貴研究機関又はその他の場所まで当該貨物を運送することについて、（関税法第63条第1項の規定による）保税運送の承認

配達郵便局 日付印

(規格A4)